

保 発 0205 第 2 号
令 和 3 年 2 月 5 日

(別記) 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の
一部を改正する省令の施行について

本日、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令が公布され、令和3年2月20日から施行することとされたところです。

これについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。



特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の
一部を改正する省令の施行について
別記宛先

地方厚生（支）局長

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

国民健康保険中央会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会長

日本医師会長

日本歯科医師会長

結核予防会理事長

全国労働衛生団体連合会長

全日本病院協会長

日本総合健診医学会理事長

日本人間ドック学会理事長

日本病院会長

予防医学事業中央会理事長

日本看護協会長

日本栄養士会長

(別添)

保 発 0205 第 1 号
令 和 3 年 2 月 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の
一部を改正する省令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 26 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和 3 年 2 月 20 日から施行することとされたところです。

改正省令の主な内容は、下記のとおりですので、管内市町村（特別区を含む。）及び関係団体に周知いただくとともに、制度の実施に遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

法第 27 条第 1 項及び第 3 項において、新たに資格を取得した加入者が所属する保険者（以下「現保険者」という。）は、当該加入者が以前加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）に対し、特定健康診査又は特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、提供を求められた旧保険者は厚生労働省令で定めるところにより当該記録の写しを提供しなければならないこととされている。

当該提供については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「基準省令」という。）第 13 条第 1 項において、現保険者又は旧保険者は、本人の同意を得なければならないこととされている。また、同条第 2 項により、光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うこととされている。

一方で、今般、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、法及び医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律

第 73 号)、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 及び私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号) をいう。) において電子資格確認の規定が新設され (令和 2 年 10 月 1 日に施行)、この電子資格確認を行うためのシステム (以下「オンライン資格確認等システム」という。) を利用し、特定健康診査に関する記録の写しについて、安全な環境の下で効率的に保険者間の引継ぎを行う仕組みを構築したところである。

基準省令第 13 条第 1 項に基づく特定健康診査等の記録の写しの提供については、当該記録は本人にとって機微性が高く、第三者に知られたくない情報も含まれていることに加え、当該提供は DVD 等で行われており、情報漏えい等のリスクがあることなどを踏まえ、本人同意が必要としているところだが、オンライン資格確認等システムにおいて、安全な環境の下で効率的に記録の提供・取得が行われる環境が構築されることとなったことから、オンライン資格確認等システムを活用して特定健康診査等に関する記録の写しを保険者間で引き継ぐ場合に限り本人同意を不要とすることとした。

他方で、本人の意図しないところで、関係ない者が閲覧することがないよう、保険者において特定健康診査等に関する記録の写しが他の関係ない者に漏れないよう必要な措置を講ずることを、併せて規定することとした。

第 2 改正の概要

1 基準省令第 13 条第 1 項及び第 2 項関係

特定健康診査等に関する記録の写しについて、従来認めていた光ディスク等の送付による引継ぎに加えて、オンライン資格確認等システムを活用した引継ぎを認めることとする。

また、保険者は、オンライン資格確認等システムを活用して特定健康診査等に関する記録の写しを保険者間で引き継ぐ場合に限り、現行の基準省令第 13 条第 1 項において規定する、加入者であった者に対する特定健康診査等に関する記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容についての説明並びに加入者であった者の同意の取得を不要とする。

2 基準省令第 13 条第 3 項関係 (新設)

法第 27 条第 3 項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を受けた保険者は、当該記録の写しに係る情報の漏えいの防止その他の当該記録の写しに係る情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。

第3 運用上の留意事項等について

1 基準省令第13条第1項及び第2項関係

加入者が、旧保険者で実施された特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより、現保険者に提供することを希望しない場合は、加入者より現保険者に対してその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該加入者に係る特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求めないこと。

なお、加入者が当該事項を申請する際の様式例等、運用の詳細については、追って別途示す予定である。

2 基準省令第13条第3項関係

法第27条第3項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を受けた保険者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）、並びに特定健康診査等の実施に係る関係法令及び手引き等（「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」、「標準的な健診・保健指導プログラム」等）に基づき特定健康診査等に関する記録の写しに係る情報の漏えいの防止等、その適切な管理のために必要な措置を講ずること。

また、特定健康診査等の実施に係る関係法令に関しては、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年厚生労働省告示第150号）において、被用者保険の被保険者に係る特定健康診査及び特定保健指導のデータ（事業者健診（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断をいう。）のデータを除く。）について、被用者保険の被保険者に対する就業上の不利益取扱いを未然に防ぐ観点から、事業者等（法第21条第2項に規定する事業者等をいう。）への特定健康診査及び特定保健指導データの流出防止措置を講ずることを規定しており、当該規定をはじめとする関係法令を遵守すること。

加えて、オンライン資格確認等システムを用いる場合は、『「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等の策定について』（令和2年10月5日保連発1005第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知）に定めるセキュリティガイドライン等に基づき、特定健康診査等に関する記録の写しに係る情報の漏えいの防止等、その適切

な管理のために必要な措置を講ずること。

以上

○厚生労働省令第二十六号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十七条第一項及び第三項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月五日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(他の保険者が行う記録の写しの提供)

第十三条 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならぬ。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたとき又は当該記録の写しの提供が電子情報処理組織(電子資格確認(法又は医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。以下この条において同じ。))において保険者が回答を行う際に使用する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用して回答を行う際に使用する情報通信の技術(電子資格確認において保険者が回答を行う際に利用する情報通信の技術をいう。以下この条において同じ。))を利用する方法により行われたときは、この限りでない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

3 法第二十七条第三項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を受けた保険者は、当該記録の写しに係る情報の漏えいの防止その他の当該記録の写しに係る情報の適切な管理のため

改正前

(他の保険者が行う記録の写しの提供)

第十三条 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならぬ。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたときは、この限りでない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

めに必要な措置を講じなければならない。

附 則

この省令は、令和三年二月二十日から施行する。